

▼猫の放し飼いについて▼

ご意見



放し飼いにされた猫が、他人の敷地内に勝手に入り込んで糞をしたり、車に上がって傷をつけたりしています。住宅地、団地が多い中、放し飼いはどうなんでしょう？猫の放し飼いについて、市の条例等で禁止することはできないのでしょうか？



▲病気等から猫を守るためにも室内飼育を心がけましょう

【回答】環境課

猫の放し飼いにつきましては、多くの市民の方からも同様な苦情・要望が寄せられており、室内飼育を勧めるチラシの配付等を行い、飼い主のマナーの徹底を図っているところです。

猫については、動物愛護および管理に関する法律により、殺傷や遺棄を目的とした捕獲が禁止されています。そのため、市では飼えなくなった猫の引き取りはできますが、その他の猫を捕獲することはできません。

本市では、条例を制定するよりも、広報紙やチラシ、毎年6月に行う環境フェスタ等を通じて、室内飼育等の啓発活動を充実させ、飼い主のマナーアップを図ることが、市民のみなさんに快適な住環境を提供できることにつながると考えています。

▼犬の放置糞に対する罰則・罰金等について▼

ご意見



犬の放置糞に対する罰則・罰金等について、隣市と同じような条例を設けることはできないのでしょうか？



▲散歩中の糞の処理も飼い主の役目です

【回答】環境課

ご提案のありました犬の放置糞に対する罰則・罰金等について、山口県内の状況を調査したところ、多くの市では本市と同様にポイ捨て禁止条例等で犬の糞の放置を禁止していますが、罰則を設けているのは下関市と山口市だけのようです。罰則の適用については、両市とも一度もないとのことでした。

また「山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例」に罰則を設ける場合には、犬の糞の放置だけでなく空き缶等のポイ捨てにも同様の罰則を適用することになります。罰則を設けることで、一時的にはポイ捨てや糞の放置は減少するかもしれませんが、そのためには常時監視しなければならず、現状では罰則を適用することが困難であり、根本的な解決にはならないと考えます。

従って、本市では罰則を設けるのではなく、市民のみなさんとの“協働”により、きれいなまちを目指していければと思います。今後とも、今以上に市民のみなさんのマナー向上に向けた啓発活動を行っていきますので、ご協力をお願いします。